

第1回 佐賀市社会教育委員の会議

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 佐賀市社会教育関係事業 令和6年度の報告及び令和7年度の計画について【資料1】
- (2) 佐賀市社会教育の指針について【資料2】
- (3) その他
 - ・ 令和7年度佐賀市社会人権・同和教育推進協議会役員の推薦について

3 閉会

日時：令和7年6月3日（火）

10時～12時

場所：青少年センター 大会議室



佐賀市教育委員会 社会教育課

【佐賀市社会教育関係事業】令和6年度の報告及び令和7年度の計画について

資料1 令和7年6月3日
第1回社会教育委員の会議

施策	基本事業	項目	事業概要	令和6年度の事業計画	令和6年度の実績及び評価	課題・問題点等	令和7年度の事業計画
2	子どもへのまなざし運動の推進	子どもへのまなざし運動	子どもへのまなざし運動を、家庭・地域・企業等・学校等が一体となって取り組めるよう、広く市民へ周知・啓発を図るとともに、それぞれの場における具体的な取組を推進し、市民総参加の運動として展開する。令和7年度で18年目を迎えた。	<p>◆市民の認知度や関心を高めるための取り組み</p> <p>1 子どもへのまなざし運動の啓発・PR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマソング(まなざしアーチ)・シンボルマークの活用 ・まなざしアーチダンスの活用 <p>2 子どもへのまなざし運動の内容を伝える取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の強化 ・大学との連携強化(佐賀大学、西九州大学、佐賀女子短期大学等) ・まなざし放送局 ・コミュニティサイト(つながるさがし) ・運動実践事例発表(推進大会) <p>◆市民が運動に共感し、実践に繋げるための取り組み</p> <p>1 今後の展開について意見交換会の開催</p> <p>2 企業等への実践活動を促すための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まなざし参加企業への取り組み状況ヒアリング、広報 ・参加企業への周知案内(まなざし休暇取得促進) <p>3 社会教育課まなざし運動関連事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動推進事業 ・家庭教育支援事業 ・子ども・若者支援事業 ・非行防止対策事業 ・社会教育助成事業 等 	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進委員会全体会を初のワールドカフェ形式で開催 ・企業との連携強化 ・まなざし運動登録企業11社を訪問し、ヒアリングを実施 ・企業事例紹介リーフレットを作成し、登録企業、推進大会参加者等に配布 ・推進大会にて企業トークセッションを実施 ・佐賀女子短期大学まなざし講義 ・2月「子どもへのまなざし運動推進大会」開催(キラリ賞表彰式) ・「児童虐待防止月間」民生委員・児童委員の協力によるまなざし運動リーフレット配布 ・2024ライトファンタジーパレード「まなざし運動PR隊」参加 ・バスセンターで毎週水曜日(8時～8時30分)に、まなざしアーチ放送 ・まなざし放送局(えびすFM) ・各校区、地区青少年を通じ、啓発物品(のぼり旗、ベスト、帽子)を配布 ・「子どもへのまなざし運動推進専門官」による取材記事「つながるさがし」掲載 <p>○評価</p> <p>推進委員会全体会をワールドカフェ形式で開催し、子どもに関する現状等を共有しながら闊達な意見交換を行うことができた。また、企業連携強化の取り組みとしてアンケートをもとにした取り組み事例紹介リーフレットの作成や、推進大会でのトークセッションを行い、これまで見えなかった企業の取り組みを紹介することができた。</p> <p>昨年度に継続して、ライトファンタジーのパレードに「まなざし運動PR隊」として参加し、直接市民に発信することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへのまなざし運動の市民認知度の向上 ・企業等へのまなざし運動の浸透 ・参加企業等の具体的な取組創出 	<p>◆市民の認知度や関心を高めるための取り組み</p> <p>1 子どもへのまなざし運動の啓発・PR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマソング(まなざしアーチ)・シンボルマークの活用 ・まなざしアーチダンスの活用 <p>2 子どもへのまなざし運動の内容を伝える取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学との連携強化(佐賀大学、西九州大学、佐賀女子短期大学等) ・まなざし放送局 ・コミュニティサイト(つながるさがし) ・運動実践事例発表(推進大会) <p>◆市民が運動に共感し、実践に繋げるための取り組み</p> <p>1 企業等への実践活動を促すための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まなざし運動参加企業数の拡充 ・参加企業への周知案内(まなざし休暇取得促進) <p>2 社会教育課まなざし運動関連事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動推進事業 ・家庭教育支援事業 ・子ども・若者支援事業 ・非行防止対策事業 ・社会教育助成事業 等
		地域全体で支えるこどもの健全育成	地域学校協働活動推進事業	コミュニティ・スクールの設置校又は検討を含む設置予定校を対象に地域学校協働活動推進員を配置し、地域と学校との連携・協働による学校教育にかかる協働活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動推進員の配置(13校区、13名)(5名増) ・地域教育コーディネーターの配置(5校、5名) ・地域学校協働活動推進員と地域教育コーディネーターの情報共有等 ・地域学校協働本部の立ち上げ支援(4校区、2本部) ・令和6年度に向けた実施校区の調整(目標:2校区増) 	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5校区(若楠、松梅、北川副、富士、大詫間)の地域学校協働本部に業務委託し、事業を実施した。また、新たに本庄小学校校区及び諸富校区(諸富北小、諸富南小、諸富中)に地域学校協働本部の立ち上げ支援及び業務委託を行い、事業を実施した。 ・地域学校協働活動推進員(12校区、13名)を委嘱し、配置した。(2校区増) ・地域教育コーディネーター4名(新規1名、継続3名)を会計年度任用職員として雇用し、4小学校に配置した。 ・コーディネーター研修会を毎月、また、地域が活動事例の報告による情報交換等を実施し、コーディネーターの資質の向上に努めた ・地域学校協働活動推進員と地域教育コーディネーターの合同会議を開催(年2回)し、情報交換、課題抽出等を行った。 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度で地域教育コーディネーターの配置が終了した諸富中学校では、地域学校協働活動推進員へ移行を図ることができた。 ・地域学校協働活動推進員を中心に、読書ボランティア等地域ボランティアとの連絡調整、体験学習等の授業支援、登校見守りなど、地域と学校が連携した取組を推進することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域教育コーディネーターや地域学校協働活動推進員の人材を探す際の地域等からの協力体制の構築 ・配置校区の拡大に伴う予算の確保
		放課後子ども教室推進事業	週末や放課後に、地域の大人たちが参画して、公民館や学校の空き教室等を活用し、地域の子どもたちが、安全で安心して遊び・学べる居場所づくりを行う地域団体を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室実施校区(嘉瀬、新栄、若楠、日新、北川副、松梅、兵庫)への継続支援 	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6校区(若楠、松梅、日新、嘉瀬、北川副、新栄、兵庫)の地域子ども教室推進事業実施協議会に業務委託し、事業を実施した。 ・地域学校協働活動推進員(8名)を委嘱し、配置した。 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタ大会、バルーン係留体験、体操教室、農作業体験など地域住民の参画を得て、開催することができた。 ・兵庫校区については、自主財源(地縁団体からの資金)により活動しているため、令和7年度からは佐賀市との委託契約は行わないと代表者から申出があった。北川副校区については、後任不在により活動継続が困難なため、令和7年度から放課後子ども教室を廃止するとのことであった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブとの連携 ・学校の教職員等との教室内容等の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室実施校区(若楠、松梅、日新、嘉瀬、新栄)への継続支援
		生活体験型学習の実施	子どもの自立性や協調性などの生きる力を育成するとともに、地域の教育力を醸成するため、地域の多くの大人の支援により、子どもが数日間、家庭から離れ公民館等で炊事や部屋の清掃などの基本的な生活体験を行う。	<p>生活環境の変化や地域社会の状況に応じながら、地域で子どもを育むために、子どもたちが様々な体験活動を通して地域の方々と交流し、学ぶ機会を提供する。</p>	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学合宿(6館) ・夏休み・冬休み子ども教室(25館) ・防災キャンプ(3館) ・その他の体験活動(21館) <p>○評価</p> <p>さまざまな体験を通じて、支援者など地域の方々と交流しながら学ぶことで、地域との絆を深め、さらに、今後の社会生活で役立つ知識の習得につながった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援体制の構築 ・準備や実施中の負担軽減 	<p>地域の支援団体等の負担や生活様式の変化を考慮しながら、地域で子どもを育む事業として、通学合宿、自然体験、防災キャンプ、ボランティア体験など、それぞれの地域に合致した体験活動を推奨していく。</p>

施策	基本事業	項目	事業概要	令和6年度の事業計画	令和6年度の実績及び評価	課題・問題点等	令和7年度の事業計画
2 地域全体で支えるこどもの健全育成	育2 活動地 及び域 推し進 める協 働活 動の教	社会教育助成補助事業	社会教育の振興を図るため、各種社会教育関係団体が実施する事業に対して補助を行い、その活動を支援する。	・見直し後策定した補助対象団体に積算基準に基づき補助金の交付を行う。 ・社会教育助成事業補助金対象団体 7団体	○実績 ・7団体からの申請及び請求に基づき、概算払いで補助金を交付し、年度末に精算を行った。 ○評価 ・令和5年度に作成した補助対象団体と積算基準によって補助した。	明確な交付団体の対象範囲と積算基準の策定	・7団体に補助金の交付を行う。 ・社会教育委員の会議において、補助団体への聞き取りなどを行い、次年度予算獲得の材料とする。
		子ども・若者支援事業	ニート、ひきこもり、不登校等の困りごとを抱える40歳未満の子ども・若者やその家族を対象とした相談支援を実施する。また、支援対象者の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）や適応プログラム、講座、教室を実施し、学校復帰や社会復帰に向けた支援を実施する。	・相談受付（来所及び電話） ・訪問支援（アウトリーチ） ・講座、教室等の開催（年12回予定） ・青少年センター相談窓口3者会議の実施	○実績 ・特定非営利法人スチューデント・サポート・フェイスに業務委託し、専門の相談支援員による相談支援を実施した。 ＜相談支援件数＞ 2,784件（うち訪問支援 397件） ＜講座、教室等の開催状況＞ 16回（参加者数 延べ77人） ○評価 支援対象者の状況に応じて、学校復帰・社会復帰に向けた支援を実施し、20名が進路決定に至った。	・ニーズ増加への対応	※令和7年度から「子ども・若者支援事業」と「非行防止対策事業」を統合し、「子ども・若者支援事業」として実施する。
	非行防止対策事業	まなざし育成委員による街頭見守り活動を市内全域で実施し、青少年の安心・安全のための見守り、声かけ、指導等を行う。また、子ども・若者支援専門官によるインターネット内の見守り活動や子ども電話・メール相談を実施し、青少年の健全育成に努める。	・名称を「少年育成委員」から「まなざし育成委員」へ変更（施行：令和6年4月1日） ・R5年度に着手したインターネット見守り活動については、児童・生徒の書き込みの見守りを行うとともに、R6年度は保護者や児童・生徒に向けた啓発に重点を置き実施する。 ・まなざし育成委員125名による月4回の見守り活動 ・学校等との連絡会の開催（6月～7月） ・地域環境点検活動（11月）※有害環境の浄化活動 ・まなざし育成委員研修会（6月、11月） ・子ども・若者支援専門官による子ども電話・メール・面談相談の実施	○実績 ・少年育成委員の名称を「まなざし育成委員」に変更した。 ・まなざし育成委員121名による街頭見守り活動を実施した。 ＜活動実績＞ 1,230回/年 ・秋の子どもまんなか月間（11月）に子ども・若者支援専門官による地域環境点検活動を実施した。 ＜点検店舗＞ 書店、レンタルビデオ店、ゲーム販売店 18件 ・子ども・若者支援専門官による子ども電話・メール相談を実施した。 ＜相談受付件数＞ 20件 ○評価 ・まなざし育成委員による学校等との連絡会を実施し、各地域における見守り活動の連携を図ることができた。 ・インターネット見守り活動の結果に基づく保護者等への啓発に取り組むことができた。（ホームページにおける啓発 年5回うち2回はさがんメール全保護者に送信）	・まなざし育成委員の役割、配置等の見直し	■困りごとを抱える子ども・若者を対象とした相談支援の実施する。 ・子ども・若者支援室の運営（特定非営利法人スチューデント・サポート・フェイスに業務委託） ・子ども電話・メール相談の実施（子ども・若者支援専門官） ・佐賀県警察少年サポートセンターとの連携 ■街頭やインターネット内の見守り活動を実施する。 ・市内全域における見守り活動（月4回）の実施（まなざし育成委員） ・地域環境点検活動の実施（子ども・若者支援専門官） ・インターネット内の見守り活動の実施及び保護者等への啓発（子ども・若者支援専門官）	
	青少年センター管理運営事業	青少年センターを、青少年教育施策の拠点・青少年の居場所・困難を有する青少年等の支援拠点・青少年関係社会教育団体の活動拠点・青少年の街頭指導及び青少年等からの相談業務などの拠点として運営することにより、青少年教育に係る施策の推進を図る。	・青少年センターを運営することで、青少年に学習と憩いの場を提供する。 ・施設、設備及び備品等の維持管理を行う。	○実績 ・青少年センター利用者数 R6 91,648人（7,637人/月）（358日） R5 86,730人（7,228人/月）（357日） ○評価 利用者数も着実に回復しており、学習と憩いの場の提供ができています。	・登録方法の改善	・手書き申請の見直しについて他都市事例を研究する。 ・青少年センターを運営することで、青少年に学習と憩いの場を提供する。 ・施設、設備及び備品等の維持管理を行う。	
子ども・若者育成事業の推進	二十歳のつどい開催事業	20歳の節目を祝い、また、進学や就職等で佐賀を離れた若者に佐賀の良さを再認識してもらおう機会とする。また、二十歳としての決意を市民全体で祝福、激励する。	令和6年度は、令和5年度の内容に準じた形式で開催する。ただし、合併から20周年を迎え、対象者は人生のほとんどもを新佐賀市で育っており、物理的にも全対象者が収容可能な施設がオープンしたため、令和7年度以降は、統一会場での開催を検討する。 ・式典名称：二十歳のつどい（読み：はたちのつどい） ・日時：令和7年1月12日（日）14時～（受付13時～）予定 ・会場：旧市町村単位8会場で開催 ・二十歳実行委員の人員確保 ・二十歳のつどいにふさわしい式典内容 ・実行委員募集方法の検討（7/1市報、HP、久米島町交流事業の参加者に応募を募る、大学へのチラシ等の設置など）	○実績 【日時】令和7年1月12日（日）14時～（受付13時～） ・式典内容（1.国家斉唱2.式辞3.記念品贈呈4.来賓の祝辞5.二十歳代表感謝の言葉） ・各会場二十歳実行委員を構成 【場所】旧市町村別8会場開催 （佐賀会場、諸富会場、大和会場、富士会場、三瀬会場、川副会場、東与賀会場、久保田会場） 【記念品】 諸富家具振興協同組合の佐賀市産ヒノキ材で作製したマイ箸 ○評価 二十歳実行委員の意見に基づき記念品や佐賀会場のBGMの選定等を行うなど、二十歳の参画を図ることができた。式典そのものは令和5年度の内容に準じ開催し無事に執り行うことができた。 ・アンケート回収率100% まなざし運動の認知度：36.2% 佐賀市が好き：95.7%	・二十歳実行委員の確保 ・交通渋滞 ・来場手段確保	これまで合併前の旧市町村単位での分散会場で開催していたが、合併20周年を機に、SAGAアリーナの一会場で開催する。これに伴い、式典内容の見直しや、式典後には希望があれば会場内会議室等で地域ごとの分散交流ができるようにする。 ・式典名称：シン・二十歳のつどい ・日時：令和8年1月11日（日）14時～（開場12時～）予定 ・会場：SAGAアリーナ ・二十歳のつどいにふさわしい式典内容（イベント開催に長けた業者への委託を検討） ・早期の実行委員募集、久米島交流事業OBへの呼びかけ ・実行委員の特典検討（SAGAアリーナバックヤードツアーなど） ・複数の乗降場の設置 ・開場時間を早め、来場の分散を図る。 ・シャトルバスの運行 ・地域交流のやり方検討	

施策	基本事業	項目	事業概要	令和6年度の事業計画	令和6年度の実績及び評価	課題・問題点等	令和7年度の事業計画	
2	地域全体で支えるこどもの健全育成	4	子ども・若者育成事業の推進	久米島町中学生交流事業	沖縄県久米島町と佐賀市の中学生が交流し、異なる双方の歴史や文化、環境に触れることにより、郷土への理解を深める。また、佐賀市出身で沖縄の近代化に大きな業績を残した第11代齋藤用之助の功績に触れ、郷土に誇りを持つ中学生を増やす。	<ul style="list-style-type: none"> 交流生16名(対象:中学1年生) 夏の交流:8月1日～8月3日 久米島町:七嶽神社参拝、ハーリー体験、ハテの浜海浜交流等 冬の交流:12月20日～22日 佐賀市:バルーンミュージアム見学、バルーン係留、佐賀大学教授による講義等 	<ul style="list-style-type: none"> 〇実績 <ul style="list-style-type: none"> 夏の交流:8月1日～8月3日 久米島町:七嶽神社参拝、ハーリー体験、ハテの浜海浜交流等 冬の交流:12月20日～22日 佐賀市:バルーンミュージアム見学、バルーン係留、佐賀大学教授による講義等 〇評価 <ul style="list-style-type: none"> 夏は台風、冬は雪の影響で日程の変更の恐れがあったが、天候も良く、ほぼ予定どおり実施できた。 交流生も、事前に齋藤用之助氏や久米島町の海洋温度差発電施設について学習し、佐賀市の紹介も上手にまとめている。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇実績 <ul style="list-style-type: none"> 夏の交流:7月30日～8月1日 久米島町:七嶽神社参拝、ハーリー体験、ハテの浜海浜交流等 冬の交流:12月19日～12月21日 佐賀市:バルーンミュージアム見学、佐賀大学見学、バルーン・嘉瀬川ダム見学等
		5	家庭教育講座開催事業	保護者の大半が参加する小中学校の新入学説明会及び幼稚園・保育園(所)の保護者会や小中学校のPTAの会合などへ講師を派遣し家庭教育講座を開催することにより、自らが家庭教育について考えるきっかけとともに、個々の家庭教育力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 〇状況 <ul style="list-style-type: none"> 新入学説明会等を活用した家庭教育講座へ開催校50校(小学校34校・中学校16校)へ講師派遣を決定し開催(開催日6/9～2/14)している。 〇評価 <ul style="list-style-type: none"> 講座へ参加した保護者へのアンケートでは、93%が「大変有意義だった」「どちらかというとなり有意義だった」との回答結果であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇状況 <ul style="list-style-type: none"> 新入学説明会等を活用した家庭教育講座へ開催校50校(小学校34校・中学校16校)へ講師派遣を決定し開催(開催日6/9～2/14)している。 〇評価 <ul style="list-style-type: none"> 講座へ参加した保護者へのアンケートでは、93%が「大変有意義だった」「どちらかというとなり有意義だった」との回答結果であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校との協力、連携 ・多様な保護者のニーズに沿った講座内容の充実 ・開催方法の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内55校の小中学校(附属含む)の新入学説明会等で家庭教育講座を実施 ・保育園・幼稚園・PTA等団体が開催する家庭教育講座に講師を派遣
	家庭教育への支援の充実	なかまほいく事業	子育て支援プログラム「なかまほいく」を実施し、子育て中の保護者同士及び支援者のつながりをつくることにより、育児の孤立化を防ぐとともに、親の育ちを応援する。	<ul style="list-style-type: none"> 〇実績 <ul style="list-style-type: none"> 【なかまほいく】 委託先:佐賀市子育てサークル連絡会 1月から3月まで10回開催。1～3回、10回は「親子いっしょ」、4回～9回に「あずけあい」を実施。 参加者:12組 〇評価 <ul style="list-style-type: none"> 参加者自身による自己評価と、スタッフによる他者評価により、事業効果を検証した。「人との関わり・コミュニケーション」「健康な心と体」「親育ち」「社会生活との関わり」「主体性・行動力」の5つに指標について、事前評価と事後評価を行い、自己評価、他者評価ともにすべての項目で事後評価が事前評価を上回っており、効果が認められた。 参加者は事業実施後も参加者同士で集まるなど交流を続けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇実績 <ul style="list-style-type: none"> 【なかまほいく】 委託先:佐賀市子育てサークル連絡会 1月から3月まで10回開催。1～3回、10回は「親子いっしょ」、4回～9回に「あずけあい」を実施。 参加者:12組 〇評価 <ul style="list-style-type: none"> 参加者自身による自己評価と、スタッフによる他者評価により、事業効果を検証した。「人との関わり・コミュニケーション」「健康な心と体」「親育ち」「社会生活との関わり」「主体性・行動力」の5つに指標について、事前評価と事後評価を行い、自己評価、他者評価ともにすべての項目で事後評価が事前評価を上回っており、効果が認められた。 参加者は事業実施後も参加者同士で集まるなど交流を続けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催時期の検討 *就園を控えた参加者から、「開催時期を早めることで、プログラム終了後、就園開始までに参加者同士の交流を持つ時間があるとよい」との意見があった。 R5～R7までの3年期限の事業 ・3年間の成果を子育て中の親育ちにどうつなげていくか。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇誰でも参加できる一般的な子育てサークルと違い、「12組程度の親子、10回程度限定の固定メンバーとすること」、「メンバー間の子どもを預け合う時間を設けていること」などが特徴である。 ・参加対象者:0～3歳までの乳幼児とその親 ・募集定員:12組 ・開催回数:週1回(2時間)×10回(毎週連続開催) 9月から11月に開催 ・実施方法:所定の研修を受講した有資格者が所属している子育てサークル連絡会へ委託 *「なかまほいく」とは、埼玉県のNPO法人新座子育てネットワークが、保育や教育、心理の専門家の視点から、親子の成長・発達の効果や社会的意義を検証しながら構築した子育て事業モデルであり、所定の研修を受講した有資格者が提供できる。 	
3	いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進	1	社会教育施設の管理運営と活用	星空学習館管理運営事業	星空学習館の円滑かつ効率的な運営を図るとともに、天体観測ドームを活用し、市民が天体に親しむ場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 〇実績 <ul style="list-style-type: none"> 利用者数(305日)18,850人 一般観望会82件、1,357人 学校授業支援17校、1,126人 団体対応13件、526人 天文・科学の教室41件、507人 〇評価 <ul style="list-style-type: none"> 利用者数も着実に回復、し天文・科学についての学習機会の提供ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・星空学習館を利用してもらう、より多くの子どもたちに天文や科学について、興味・関心を持ってもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校児童の保護者イベント等の案内をさがんメールを利用して発信し、子どもたちの天文や科学についての学習機会の創出を図る。 ・出前、出張講座などのアウトリーチの充実。 ・次期指定管理者の公募
		金立教育キャンプ場管理運営事業	金立教育キャンプ場の円滑かつ効率的な運営を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 〇実績 <ul style="list-style-type: none"> 利用者数(313日)8,672人(前年比:93.9%、青少年団体利用率:24.5%) 主な利用目的:キャンプ53.6%、登山41.3% 家族キャンプ体験(11/16～11/17)7組、満足度100% 家族防災デイキャンプ(3/16)10組、満足度88.2% ともに佐賀市スカウト運動推進連絡会議に委託して事業を行った。 老朽した木製電柱を鉄製に更新、今後も計画的に行う。 落枝、倒木の危険がある樹木について、専門家による調査を行った。 〇評価 <ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート調査272人(4/27～5/6、7/21～8/31) 利用者満足度95% 利用した理由としては、「環境ロケーションがいい」「利用料が無料である」との意見が最も多い。 キャンプ場管理人による親切丁寧な対応、指導等により、キャンプ初心者の方の満足度も高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、施設の補修を行い、適切な管理を実施する。 調査による危険木の伐採・撤去を行う。 ・利用者満足度の維持・向上を図る。 ・家族キャンプ体験や防災デイキャンプ、各種広報を行い、子ども及び青少年健全育成を目的とした団体への利用促進を図る。 		

施策	基本事業	項目	事業概要	令和6年度の事業計画	令和6年度の実績及び評価	課題・問題点等	令和7年度の事業計画
3 いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進	1 社会教育施設の管理運営と活用	公民館等管理運営事業	公民館及び農村環境改善センターの円滑かつ効率的な運営のため、適切な維持管理を行う。	老朽化に伴う修繕について、緊急度の高いものから順次対応する。 空調等の規模が大きい案件については、計画的な改修を実施する。 ・本庄、巨勢(空調工事) ・開成(空調設計)	○実績 修繕及び清掃・保守点検等を実施。 <完了> ・本庄(空調工事)、巨勢(空調工事)、開成(空調設計)	市町村合併後に建設した公民館についても、設備等の改修時期を迎えており、改修のための財源確保が課題である。	老朽化に伴う修繕について、緊急度の高いものから順次対応する。 空調等の規模が大きい案件については、計画的な改修を実施する。 ・開成(空調工事、LED化設計・工事) ・金立、鍋島、赤松、高木瀬(照明LED化設計)
		公民館等の整備事業	第二次佐賀市公民館等施設整備計画に基づき、社会教育や地域活動の拠点である公民館を計画的に整備する。	・西川副公民館：外構工事、供用開始、解体工事 ・東与賀農村環境改善センター：改修設計 ・諸富町公民館：建築工事、現公民館減築設計 ・富士公民館：西側法面改修設計	○実績 ・西川副公民館 令和6年8月3建設供用開始 旧公民館解体工事完了 ・新諸富町公民館 令和7年3月建築工事完了	・建設事業を複数同時進行で行っているため、工程管理をしっかりと行う。 ・整備財源の確保	・東与賀公民館：改修工事 ・諸富町公民館：新公民館外構工事・9月供用開始 現公民館減築・改修工事(新公民館へ引越後)
		自治公民館建設補助事業	自治公民館の建設等に対して補助金を交付することにより、地域社会における社会教育の振興を図る。	提出済みの計画書をもとに、希望自治会に対してスムーズな補助金の交付を行う。 追加予算にて令和6年度も事業を継続することになり、自治会へ周知し支援を広げていく。	○実績 ・前年度までに計画書提出があった8件に補助金を交付 国の交付金を活用し補助制度を拡充、空調機等の省エネ機器の導入する自治会への支援を実施している(R6年度 44件)	より自治会のニーズにあった、補助金の採択要件の検討(制度運用の見直し及び制度改正)	提出済みの計画書をもとに、希望自治会に対してスムーズな補助金の交付を行う。 令和6年度8月までに計画書提出済自治会数：7件
		各種講座・事業の実施	地域社会における学習拠点として、地域の実情や課題に応じた講座等の開催及びサークル活動等の利用の促進を図る。	・第4次教育振興基本計画に定められているとおり、緊急性や住民の関心度が高いテーマや地域住民を取り巻く環境の変化に応じた各種講座・事業を重点的に推進する。 ・デジタル推進の講座の実施 ・各課の事業との連携推進 ・地域づくり、人づくり、つながりづくりへの支援 ・予約システムによる新規利用の促進	○実績 ・デジタル推進の講座の実施 スマホ講座(19館)、パソコン講座(6館) ・各課の事業との連携の推進 国スポ・全障スポ総務課(8館)、人権・同和対策課(15館)、スポーツ振興課(10館)など ・地域づくり、人づくり、つながりづくりへの支援 事業評価ヒアリング時に各事業が、地域づくり、人づくり、つながりづくりを意図したものになるよう、指導助言を行った。 ・予約システムによる新規利用の促進 予約システムによる予約の割合25.05% ○評価 ・高齢者向けのスマホ講座等の実施により、デジタル機器への苦手意識を軽減し、デジタル推進に寄与した。 ・R6年度は国スポ・全障スポに関連した取り組みにより、市全体で気運を醸成するなど、市各課との連携により、事業の効果を高めることに寄与した。 ・各公民館で、地域づくり、人づくり、つながりづくりを意図した事業を企画・実施し、地域強化を進めた。 ・各公民館の窓口及び電話対応により予約システムの操作説明を行うことで、前年比2.57%増と新規利用の拡大につながった。	・新規利用者の拡大 ・地域の担い手育成	第5次教育振興基本計画に基づき、公民館が地域コミュニティ活動の拠点となるよう、関心度が高いテーマや地域強化につながる各種講座・事業を重点的に推進する。 また、10月から公民館の位置づけが社会教育施設から一般行政施設へと変わり、新たな活用をしていくが、社会教育事業については、これまで通り維持・充実させていく。
		公民館職員の研修事業	公民館の職員の研修を実施し、職員としての意識の向上、また、学習事業や活動コーディネートのための技術向上を図る。	【公民館長研修、公民館職員研修】 ・公民館運営(講座企画、広報等) (全体研修及び館におけるOJT研修) ・市の各部署が推進している施策に関する研修 ・オンライン講座開催に関する研修 ・コンプライアンス、コミュニケーション研修 ・実務研修(文書、財務) 【外部研修】 ・県生涯学習センター(アバンセ)生涯学習関係職員実践講座(6回) ・県公連主催研修(2回) ・公民館職員専門講座、九州公民館研究大会	○実績 【内部研修】 ・市の施策(男女参画、人権同和教育)に関する研修 ・公民館運営(公民館のあり方、地域連携)に関する研修 ・コミュニケーション、接遇研修 ・文書、財務、予約システムに関する実務研修 【外部研修】 ・県生涯学習センター(アバンセ)及び県公連主催の研修に職員を派遣した。(4回、89名) ・市町村アカデミー(1名) ※九州地区公民館研究大会(大分市)は大雨のため中止 ○評価 市の政策や公民館運営に関すること、また、公民館に関する外部研修に参加し、公民館職員としての知識習得と意欲向上を図ることができた。	・館長を含め3~4名という体制の中で、円滑な公民館運営を進めつつ、研修への参加を推奨する必要がある。 ・公民館職員の情報共有の場の確保	【内部研修】 ・公民館運営(講座企画、広報等)に関する研修 (全体研修及び館におけるOJT研修) ・公民館職員による自主研修 ・市の各部署が推進している施策に関する研修 ・実務研修(文書、財務、予約システム) 【外部研修】 ・県内)県生涯学習センター(アバンセ)生涯学習関係職員実践講座(6回)、県公連主催研修(2回) ・公民館職員専門講座、九州公民館研究大会(佐賀大会)
公民館事業の評価制度	公民館が果たすべき4つの役割・機能を高めるためのガイドラインである公民館の指針を活用し、公民館の運営及び事業の評価を行いながら各種公民館事業の充実を図る。	各公民館の前年度の自己評価に対し個別ヒアリングを実施し、『公民館の指針』をもとに事業運営がなされているかのチェックを行う。PDCAサイクルを回し公民館の運営、事業の質の向上を図る。	○実績 5月下旬から6月上旬にかけて、全公民館32館を訪問しヒアリングを実施した。 運営評価・事業評価内容を集計するとともに、改善点と次年度以降の取組に活かしていくための助言等を行った。 ○評価 公民館の指針をもとに、公民館の運営、事業の評価を行い、R5年度の振り返り及びR6年度の取り組みの改善を図ることができた。	・運営評価・事業評価に対する意識統一 ・公平で客観的な自己評価 ・今後の取組への活用	各公民館が自己評価を行うことで公民館運営・事業の質の向上を図るとともに、各公民館へのヒアリングを実施し、PDCAサイクルによる適切な事業実施が図られているか チェックを行う。		

素案

佐賀市社会教育の指針

～全ての人自分らしく輝きながら成長できる教育の推進のために～

令和7年9月
佐賀市教育委員会

はじめに

策定の趣旨

令和7年3月に、佐賀市の教育行政の基本的な方向性を示す「第5次佐賀市教育振興基本計画」を策定しました。

また、令和6年2月の公民館のあり方検討委員会からの提言を受け、市民の多様なニーズに対応し、利用者の増加、地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての機能強化を図ることを目的に、公民館を社会教育施設から一般行政施設に移行する一方、人づくり・つながりづくり・地域づくりを基盤とする社会教育事業については、今後も引き続き推進していくこととしました。

そうした中、本指針は、一般行政施設となった公民館を含め、佐賀市のあらゆる社会教育実施主体が、これから重点的に推進すべき社会教育の方向を定めるものです。

指針の目的

国において、令和5年6月に「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とした、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す第4期教育振興基本計画を策定されました。この実現に向けて、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められています。

また、第4期教育振興基本計画の策定を受け、令和6年6月に、文部科学省から中央教育審議会に対し、「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」が諮問されました。その諮問では、①社会人のリカレント教育、②障害者の生涯学習、③外国人の日本語学習、④社会教育人材の育成、活用の4点を掲げ、①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策、②社会教育活動の推進方策、③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方について審議されています。

本指針は、本市の社会教育が果たすべき役割・機能をさらに向上させるために、また、社会教育実施主体の運営が有効に行われるためにそのガイドラインとなるものです。

地域を拠点とした社会教育活動の推進を図ることで、人づくり、地域づくりにつながっていくことが期待されます。

指針の期間

第5次佐賀市教育振興基本計画の計画期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間となっており、実施計画は前期4年間と後期4年間に分けて、令和10年度に見直しを行うこととしています。本指針も、教育振興基本計画の見直しに応じて、見直しを行います。

また、法改正や佐賀市の上位計画の見直し等があれば、随時所要の見直しを図ります。

I 地域全体で支えるこどもの健全育成

子どもの権利を尊重するとともに、子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し策定された「こども基本法」や、多様化する教育の基礎となる場である「家庭」のあり方などの変化に対応するため、企業や地域社会を含めた、全ての大人が、子どもの育ちに関心を持ち、子どもの幸せを何よりも優先する社会へと社会全体の構造や意識を変えていくよう取り組んでいきます。

1 子どもへのまなざし運動（市民総参加子ども育成運動）の推進

全ての大人が子どもの権利を尊重し、社会全体で協力して子どもの育ちを支えるために、平成20年度から「子どもへのまなざし運動」に取り組んでいます。子どもを育む4つの場「家庭」「地域」「企業等」「学校等」における具体的な取組を展開するとともに、4つの場が相互にまたは全体と連携を図ります。

また、この運動では、子どもが有する様々な権利を尊重することを大前提に進めていきます。

○市民性をはぐくむ教育

地域活動などにおいて、子どもに出番、役割を与え、大人の適切な支援によりこれをやり遂げさせ承認を与えるという取組を繰り返していきます。

こういった社会体験、集団活動をとおり、他者への感謝、思いやり、ボランティア等の社会貢献意識、身近な集団に進んで参加する意識、地域社会の一員としての自覚、自治意識を身につけさせます。

これにかかわる大人も同様な意識を醸成していくことが必要です。

●教育委員会の主な役割

- ・運動全体の統括（市民総参加子ども育成運動推進委員会の開催）
- ・全市民的な普及啓発事業 様々な媒体での情報発信、広報紙の配付、イベントの開催、出前講座の実施
- ・社会教育実施主体・地域、住民団体等の活動支援
- ・教育委員、社会教育委員、教育委員会各課、市長部局各課（こども未来部、地域振興部など）、学校、社会教育実施主体等が連携するための施策を実施

●社会教育実施主体の主な役割

<場の提供>

- ・地域の大人と子どもがふれあう場を創出する。（既存の活動に子どもの出番、役割を入れる。）
- ・地域の各種団体・サークルなどの交流や情報交換の場を設ける。

<活動支援>

- 地域の様々な活動の中に大人自身が市民性（共同社会の一員としての人格形成）を理解し、子どもたちに身につけさせていくような要素を組み込んでいく。
- 学校や地域の各種団体間の連携を図るためのコーディネートや重層的に子どもをはぐくむ活動が展開されるような地域体制の構築を支援する。
- 各種事業が「子どもへのまなざし運動」に該当する場合は、運動と位置づけて取り組む。
- 家庭・地域・企業・学校は、交流を図りながら連携を構築する。

<学習機会の提供>

- 様々な機会を通し、パンフレット等を活用し、地域住民の方に対するまなざし運動の理解を深める。

<文化創造>

- 学習活動の発表の際には、子どもにも出番・役割を与えるなど、子どもたちと一緒に取り組むよう促す。

<相談>

- まなざし運動推進室と連携を図りながら、運動の気運を高めていく。

<情報収集・発信>

- 広報誌、ホームページ等により、大人が子どもへのまなざし運動に取り組んでいる様子を発信する。

2 地域と学校との連携・協働

地域と学校との連携・協働により、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」に取り組めます。

○地域学校協働活動推進事業

「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動です。

この活動を推進することにより、子どもたちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解の促進、地域の教育力の向上、活動を通じた地域の課題解決や活性化など、子ども、学校、地域それぞれに対してさまざまな効果が期待できるものとなっています。

●教育委員会の主な役割

- 学校と地域のつなぎ役となる「地域学校協働活動推進員」、「地域教育コーディネーター」を配置し、学校と地域が一体となって子どもを育むことができる環境づくりを推進する。

●社会教育実施主体の主な役割

<場の提供>

- ・子どもたちに様々な体験活動やボランティア活動の機会を提供する。
- ・地域の各種団体・サークルなどの交流や情報交換の場を設ける。

<活動支援>

- ・地域の様々な活動の中に大人自身が市民性（共同社会の一員としての人格形成）を理解し、子どもたちに身につけさせていくような要素を組み込んでいく。
- ・学校や地域の各種団体間の連携を図るためのコーディネートや重層的に子どもをはぐくむ活動が展開されるような地域体制の構築を支援する。
- ・家庭・地域・企業・学校は、交流を図りながら連携を構築する。

<文化創造>

- ・学習活動の発表の際には、子どもにも役割を与えるなど一緒に取り組むよう促す。

<相談>

- ・まなざし運動推進室と連携を図りながら、活動を推進していく。

<情報収集・発信>

- ・広報誌等により、地域と学校を結ぶ実践事例を発信する。

3 子ども・若者支援の推進

子どもたちのインターネット利用時間の増加や、低年齢化が問題となっている中、子どもたちをインターネット上のトラブルや犯罪から守るために、インターネット内の見守り活動を実施するとともに、子どもと保護者に向けて安全な利用等に関する啓発を行います。

また、ひきこもりや不登校、ニート等の悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族については、従来からの窓口での相談支援に加え、アウトリーチによる寄り添い支援やオンラインを活用した支援など、関係機関・団体等と連携しながら、多面的でかつ長期的な支援体制を継続していきます。

●教育委員会の主な役割

- ・市役所各課、NPO等と連携し支援対象者の学校復帰や社会復帰を支援
- ・子ども・若者支援専門官によるインターネット内見守り活動等による青少年の安心・安全な環境整備
- ・各校区にまなざし育成委員を委嘱し、市内全域で街頭見守り活動の実施

●社会教育実施主体の主な役割

<場の提供>

- ・NPOとの連携により、困難を抱えた若者に居場所を提供する。
- ・中高生の居場所づくりとなる場を提供する。

<活動支援>

- ・ひきこもり、不登校、ニートなどの相談があった場合に関連機関へつなげる。
- ・子ども・若者問題についての情報交換会を行うなど地域内での共通理解を図る。

<学習機会の提供>

- ・学習活動へ子ども・若者の参加を促す。

<文化創造>

- ・地域行事へ子ども・若者の参加を促す。

<相談>

- ・ひきこもり、不登校、ニートなど相談があった場合には、関連機関へつなげる。

<情報収集・発信>

- ・活動の様子を館報等により情報発信をする。

4 家庭教育への支援の充実

多様化する教育の基礎となる場である「家庭」のあり方などの変化に対応し、育児の孤立化を防ぐ仕組みづくりや親の育ちを支援するとともに、「社会全体での子育て」への意識醸成を推進します。

●教育委員会の主な役割

- ・家庭教育力の向上を図るため、家庭教育講座講師による講座を開催し、保護者の家庭教育に関する理解・関心を深める。
- ・育児の孤立化を防ぐため、子育て中の保護者同士・支援者のつながりを作るプログラムを実施

●社会教育実施主体の主な役割

<場の提供>

- ・子育て中の親子、親同士、親予備軍世代等お互いに出会う場、ふれ合う場、また心のサポートをする場づくりとサポートする方のコーディネートを行う。

<活動支援>

- ・家庭教育支援者の活動を支援したり、新たな人材を発掘する。
- ・子育てサークル等の活動を通して参加する保護者が育ち合える取り組みを支援する。

<学習機会の提供>

- ・親の役割やしつけのあり方などについて学ぶ機会、家庭教育・子育て支援のための情報提供や広報啓発活動に努める。

<文化創造>

- ・活動の様子を発表する場を準備する。

<相談>

- ・育児相談に対しての専門機関へのつなぎ役を果たす。

<情報収集・発信>

- ・館報等により家庭教育支援活動の内容を発信する。

Ⅱ いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進

人生100年時代といわれる中、学びにより、一人ひとりの生活に潤いがあるよう、県や大学等他機関との連携により、学びたい人へ学びたいことを届ける学びのマッチング（プッシュ型）機能や学びたいことを自分で選べる学習機能を充実させていきます。

1 全世代・全方位型生涯学習の推進

人生100年時代といわれる中、子どもも大人も、好きなときに好きな場所で学び、生きがいを持って暮らしていくために、あらゆる年代、障害を持つかたや外国人などあらゆる属性の市民、社会人になっても学び続けたい人等に対し、学びたい人へ学びたいことを届ける学びのマッチング（プッシュ型）や学びたいことを自分で選べる学習機能の充実を図ります。

そのためには、市民が求めているニーズを把握して、状況に応じて情報を提供しながら、社会教育実施主体での社会教育活動について発信することが求められています。

また、学びが多様化していく中、デジタルコンテンツを上手く活用できないことによる情報格差解消に向け、公民館等でデジタル講座を実施し各種情報を提供していきます。

●教育委員会の主な役割

- ・社会教育事業評価による各社会教育実施主体への提案・助言
- ・社会教育推進に関する職員研修の実施
- ・市役所各課、NPO等と社会教育実施主体との連携を支援する。
- ・全市的な学習情報の収集・提供

●社会教育実施主体の主な役割

<場の提供>

- ・気軽に寄れる雰囲気づくりを行う。
- ・住民の協働活動の場や相互に話し合い、学び会える場を意識的に設定する。

<活動支援>

- ・社会教育施設等で活動している団体が発信する情報コンテンツにも、積極的に発信してもらうよう促す。

<学習機会の提供>

- ・多くの住民が集まる機会を捉え、学習情報を発信する。

- ・住民ニーズに応じた学習内容や時間帯を工夫する。
- ・デジタルコンテンツ活用促進のための講座等を実施する。
- ・YouTube 等による主催講座のアーカイブ化等により、市民がいつでもアクセスできる学習機会を提供する。

<文化創造>

- ・イベントや地域行事等で団体やサークルが学習活動を発表した様子を発信する。

<相談>

- ・相談を受けた情報について、内容により積極的に情報発信に努める。

<情報収集・発信>

- ・地域の学習ニーズの把握をアンケートなどにより定期的に行う。
- ・社会教育活動内容も含めた PR、広報、ホームページの内容充実を図る。
- ・ICTを活用した情報発信を行う。

2 地域課題に関する学習の推進

市民一人ひとりが生涯を通じて学び育ち合う機会を提供し、生きがいつくりや自己啓発を図るとともに、各々の学びを地域のまちづくりや様々な課題の解決に活かし、地域も共に育つ仕組みづくりを図っていきます。

また、学びたい市民のニーズや地域課題に対応するため、多様な学習機会を提供するとともに、学習の成果が地域づくりや地域課題解決につながるよう、地域団体と学校、NPO法人、企業等との連携を図る取組を推進していきます。

●教育委員会の主な役割

- ・社会教育事業評価による各社会教育実施主体への提案・助言
- ・事業評価によって明らかになった各社会教育実施主体の強みや特性を、共有し、水平展開を図る。
- ・社会教育推進に関する職員研修の実施
- ・市役所各課、NPO等と社会教育実施主体との連携を支援する。
- ・社会教育実施主体、地域、住民団体等の活動支援 情報提供、提案・助言

●社会教育実施主体の主な役割

<場の提供>

- ・あらゆる世代の市民が交流できるような場作りを行う。
- ・地域課題を出し合える場を創出する。

<活動支援>

- ・単位自治会等各種団体の課題解決に対する支援を行う。
- ・災害時に自主避難があった場合の避難者への対応や避難所が開設された際の避難者への対応及び関係機関との連絡調整を行う。

<学習機会の提供>

- 地域団体の組織づくりへの支援や、団体運営についての学習機会を提供する。
- 現代的課題に関する講座等の学習事業を実施していく。
- 主催講座や住民が会合する機会などを捉え、その中に地域課題に関する学習を盛り込んでいく。できるだけ楽しみながら学べる工夫をする。
- 市立図書館が実施している団体貸し出しなどを積極的に活用し、地域住民の学習意欲を高めていく。
- 地域の状況にあわせて、どのような学習が必要か検討する。
- 学習機会を提供する際には、高齢者、障害者、外国人等、社会的に制約のある人が参加できるよう配慮を行う。
- YouTube 等による主催講座のアーカイブ化等により、市民がいつでもアクセスできる学習機会を提供する。

<文化創造>

- 学習した課題を社会に還元する場をつくっていく。

<相談>

- 防災、環境、健康、高齢者問題など専門的な知識が必要なものが多いため、相談窓口となり市役所各課や専門機関との連携をしていく。

<情報収集・発信>

- SNS 等 I C T を活用した情報発信を行う。
- 地域課題について分かりやすいパンフレットを作成したり、収集したりして、様々な機会を通じて啓発する。
- 時代の変化を見通して、住民では気づけないようなニーズを投げかけていく。

3 社会教育人材の育成・活用

社会教育主事講習等の学習成果が、行政、学校、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍していくことを図るため、令和2年の社会教育主事講習等規程改正により、社会教育士の称号が新設され、教育委員会から発令される社会教育主事でなくとも、講習修了者は社会教育士と称することが可能となりました。このことにより社会教育人材の質的な向上と量的な拡大が図られ、今後はより多様な人材が社会教育に参画してくることが期待されます。

地域の社会教育活動及びコミュニティ活動のリーダーとして、このような人材の育成・活用を図り、地域の教育力を高めます。

●教育委員会の主な役割

- 社会教育主事の発令
- 社会教育主事講習への職員等の派遣
- 社会教育士等社会教育人材のネットワーク化の推進（県ネットワーク含む）

- 社会教育主事講習受講希望者への支援 情報提供、手続支援等
- 社会教育実施主体の職員の研修
- 社会教育実施主体への情報提供

●社会教育実施主体の主な役割

- 地域に存在する専門性の高い人材（社会教育士、社会福祉士、防災士等）の情報収集を行う。
- 地域人材バンク等、社会教育人材活用の仕組みづくりを検討する。
- 専門性の高い人材の社会教育や地域活動への参画を促す。
- 職員は社会教育関係の研修等に積極的に参加する。
- 企業のCSR 事業の一環として、地域課題に応える活動等連携を図る。
- 民間教育事業者やNPO 等と連携し、社会教育施設等における教育機会を提供する。

4 社会教育実施主体間の連携

公民館、図書館、星空学習館、金立教育キャンプ場などの社会教育施設間での情報共有を強化し、それぞれの施設の特性を生かした社会教育活動を推進します。

また、大学、アバンセ等県の施設、地域の学校や企業との協力や、デジタル技術を活用したオンラインでの資源共有やプログラム参加を可能にするなど、学びの場を多様化し、より幅広い層の市民がアクセスできるよう取り組みます。

●教育委員会の主な役割

- 社会教育事業評価による各社会教育実施主体への提案・助言
- 事業評価によって明らかになった各社会教育実施主体の強みや特性を、各主体と共有し、水平展開を図る。
- 社会教育推進に関する職員研修の実施
- 大学や県の施設等他機関の学習情報の収集・提供
- 大学等が行うリカレント教育の情報の収集・提供
- 社会教育委員の会議、教育委員と社会教育委員の意見交換会等で推進方針等を協議する。

●社会教育実施主体の主な役割

- 専門性の高い施設（図書館（レファレンス機能、知的所有権等）、星空学習館（天文）、金立教育キャンプ場（野外体験活動））が持つ情報や資料を講座等で積極的に活用する。（講師招聘等を含む。）
- デジタル技術を活用し、オンラインでの講座等を企画するなど、地域の垣根を超えた参加が可能となる学習機会を提供する。
- 他施設と協働で事業を実施する。

- 公民館で、中学校単位での事業を実施する。
- 市民から学習相談があった際、他機関で実施している学習情報を提供する。

佐市社同協第1号
令和7年4月4日

佐賀市教育委員会
社会教育課長 様

佐賀市社会人権・同和教育推進協議会
会長 中島 和



令和7年度佐賀市社会人権・同和教育推進協議会役員
(社会教育委員代表)の推薦について(お願い)

春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

かねてから、人権・同和教育の推進と当協議会の運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

つきましては、新年度役員(理事)の改選期になりましたので、佐賀市社会人権・同和教育推進協議会会則(別添)により、下記のとおり推薦についてご配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 推薦していただく役員 : 理事 1名 (社会教育委員代表)
- 2 提出期限 : 別添名簿を令和7年5月9日(金)までにお願ひします。
※期限までに名簿の提出ができないときは、ご連絡ください。
- 3 提出先 : 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号
佐賀市 人権・同和政策課 人権啓発係
TEL 40-7367 担当 牛島
FAX 40-7327
- 4 その他 : 第1回の理事会を5月下旬に開催予定です。

※参考までに、令和6年度の役員名簿を添付します。

佐賀市社会人権・同和教育推進協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、佐賀市社会人権・同和教育推進協議会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、憲法に定めた基本的人権と民主主義の精神を具現すべく、人権・同和教育の早急な解決を期するための人権・同和教育の拡充と実践につとめ、民主的な社会づくりの推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権・同和教育に関する研究と啓発活動
- (2) 人権・同和教育に関する研修会、講演会の開催
- (3) 関係諸機関・団体との連絡提携
- (4) その他目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 この会は、佐賀市内の社会教育団体及び自治会等の団体並びに社会教育関係者をもって組織する。

(会 議)

第5条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、この協議会員（第4条に定める）の代議員をもって構成し毎年1回以上開催して、次のことを議決する。

- (1) 会則の決定及び変更
- (2) 役員を選出
- (3) 事業計画及び予算、決算
- (4) その他必要な事項

3 代議員は、各地域の社会人権・同和教育推進協議会より5名、佐賀市PTA協議会より1名、単位PTAより1名とする。

4 理事会は、第7条に定める役員をもって構成し、事業を推進するための具体的事項を審議する。

(招集・議決)

第6条 この会の会議は、会長がこれを招集し、構成員の出席者の過半数をもって議決する。

(役 員)

第7条 この会に次の役員をおき、その任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員及び顧問の選出)

第8条 会長、副会長、監事は理事会で選出し総会で承認する。

- 2 理事は、各社会教育関係団体及び自治会等並びに社会教育関係者からそれぞれ選出する。
- 3 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、事業を推進するための具体的事項を審議する。
- 4 監事は、業務、会計を監査する。

(事務局)

第10条 この会の事務局は、佐賀市人権・同和政策課におく。

- 2 事務局に事務局長及び事務局職員若干名をおく。
- 3 事務局職員は、会長が委嘱し、事務の処理にあたる。

(経費)

第11条 この会の経費は、会費と補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

(付則)

- 1 この会則は、昭和52年7月1日から施行する。
- 2 この改正会則は、昭和61年6月23日から施行する。
- 3 この改正会則は、平成元年6月22日から施行する。
- 4 この改正会則は、平成2年6月22日から施行する。
- 5 この改正会則は、平成3年6月26日から施行する。
- 6 この改正会則は、平成8年6月14日から施行する。
- 7 この改正会則は、平成15年7月23日から施行する。
- 8 この改正会則は、平成18年6月22日から施行する。
- 9 この改正会則は、平成19年6月20日から施行する。
- 10 この改正会則は、平成24年6月20日から施行する。
- 11 この改正会則は、平成30年7月18日から施行する。
- 12 この改正会則は、令和5年7月6日から施行する。

令和6年度 佐賀市社会人権・同和教育推進協議会 役員

役職	氏名	職名・所属団体
会長	中島 和幸	公民館長
副会長	山田 邦雄	スポーツ協会
副会長	野田 正博	青少年健全育成連合会
理事	深川 優	自治会協議会
理事	井上 達朗	P T A協議会
理事	内田 すみ子	地域婦人連絡協議会
理事	高津 万亀代	老人クラブ連合会
理事	江原 新子	子ども会連絡協議会
理事	嶋津 眞由美	社会教育委員
理事	草場 栄美	人権擁護委員
監事	坂田 隆光	公民館長
監事	荒木 健	P T A協議会

<各種講座・事業の実施> 令和6年度公民館講座の事例

●デジタル推進講座

高木瀬公民館

佐賀商業高校との協働事業

「高校生サポーターによるスマホ教室」(全3回)

参加者 各回7~9人 高校生サポーター 各回8~10人

事前アンケートから絞ったテーマで、高校生からマンツーマンで指導を受けた。



巨勢公民館

ICT 利活用講座(全2回)

参加者 各回9~13人

グーグルフォームでのアンケートフォームの作成方法を学習し、地域団体の活動の効率化を図った。



●各課事業との連携

高木瀬公民館

国スポ(SAGA2024)応援企画(全3回)

参加者 各回23~27人

国スポの見どころや競技内容を事前に学び、実際に観戦した。



富士公民館

国スポ(SAGA2024)応援企画

参加者 12人

富士町が会場となったカーヌローイング競技を地域で盛り上げようと応援ツアーを実施した。また、ツアーの前には応援グッズを手作りした。



●地域交流、つながりづくり

開成公民館 中学星サンタ 参加者 50人

中学生がサンタクロースに扮し、配達依頼を受けた家庭へ、事前に預かったプレゼントや歌の贈り物を届けた。

